

社長さん！

労働保険加入していますか？

社長さん — 「労働保険」に加入してみえますか？

一人でも従業員を雇ったら、労働保険に加入する義務があります！

パートさんでも、アルバイトでも雇ったら加入する義務があるんですよ！！

「保険料が高い」なんて声が聞こえてきますが本当ですか？

保険料を計算してみましょう

【飲食業の場合・労働保険料の月額】

➤ 月に5万円支払うアルバイトさん

労災保険料 $50,000 \text{ 円} \times 3/1000 = \underline{150 \text{ 円}}$ (事業主の負担額)



➤ 月に10万円支払うパートさん

労災保険料 $100,000 \text{ 円} \times 3/100 = 300 \text{ 円}$

雇用保険料 $100,000 \text{ 円} \times 6/1000$ (事業主負担分) = 600 円

合計 $300 \text{ 円} + 600 \text{ 円} = \underline{900 \text{ 円}}$ (事業主の負担額)



労働保険料は、さほど高くありません。

大切な従業員の方のために、

労働保険を負担していただけませんか。



.....

労災保険とは・・・労働者が業務上又は通勤で負傷した場合に補償

雇用保険とは・・・労働者が失業・雇用継続した場合に補償

【ご相談は】 名北労働基準協会 ☎ 052-962-0421

〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1